

(別紙2)

役員の処分等について

本事案に対する責任を重く受け止めて、最高執行責任者である黒田代表取締役社長及び資金運用の担当役員であった仲田代表取締役副社長については、以下のとおり、役員報酬を自主的に返納します。

対象者	内容
黒田代表取締役社長	月額報酬の10%・1か月分
仲田代表取締役副社長	月額報酬の10%・1か月分